

# 高須輪中土地改良区だより

No.20 平成25年6月12日  
発行 高須輪中土地改良区  
岐阜県海津市海津町馬目515番地1  
TEL 0584-53-0003 FAX 0584-53-3383

組合員数	3,397人
地区内農地面積	3,028.6ha
田	2,668.1ha
畑	360.5ha

平成25年4月1日現在



理事長挨拶

森 正 弘

初夏の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は、当土地改良区の管理・運営並びに各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
今年も例年どおり4月10日にあきたこまちの田植えが始まり、今はハツシモの田植えも終わったところでありますが、用水は超過取水もなく通水ができており、用水管理に対する組合員の皆様のご理解、ご協力に感謝しているところであります。  
昨年の12月の政権交代で、世の中の流れがアベノミクス効果により大きく変わろうとしている今日この頃であります。TPPIは7月に日本も実質的議論参加とのことであり、或いは国内外の経済・社会情勢により農業を取り巻く環境は厳しさを増しております。そのような状況下ではあります。農家の皆様には攻めの農業に取り組み、安定した農業経営を持続していただきたいと願っております。安心して農業が続けられるには基盤があってこそできるものであり、土地改良区としては基盤である土地改良施設を適切に管理し、組合員の皆様の農業経営を支えていくことに努めております。

その土地改良施設であります。国営及び県営の事業により造成されてから設置年数が20年以上経つ施設が殆どであり、事故、故障の発生が多くなってきて参りました。昨年は勝賀揚水機場の吐出バルブの故障、加圧ポンプ場の水中ポンプの故障等々、予期せぬ事態が多く発生し、工事の箇所の変更や工事予算の追加により施設の補修、更新の対応をして参りました。

老朽化による突発事故等は農業生産に影響を及ぼすだけでなく、施設によっては公共施設や民地、民間の施設等に二次的被害を及ぼすリスクもあり、その対策が急がれるところであります。

国も長良川用水地区の施設の老朽化対策に向けて、今年度から3カ年の計画で国営かんがい排水事業の計画を検討する地域整備方向検討調査を実施されます。県では今年度も保全計画の樹立に向けたストックマネジメントが実施されております。

また、国の平成24年度補正で県営農業水利施設保全合理化事業の制度化により、以前は県単独土地改良事業で実施してきた補修工事等が高率補助である当事業でできることとなり、土地改良区としても経費が軽減されることになりました。

さて、土地改良区の運営でございますが、3月に第20回通常総代会を開催しまして、平成25年度一般会計収支予算、定款変更などの19議案についてご審議を頂き、総代各位のご理解を得て全て原案通りご承認を頂きました。

平成25年度予算につきましては対前年度当初予算比4.5%減、前年度議決予算比12.7%減の2億8千9百5十万円をご承認頂きました。今年度大きく減額できましたのは県単独土地改良事業を県営農業水利施設保全合理化事業に移行したことによるところであります。基金会計につきましてはアベノミクスや日本銀行の金融緩和により日本国債の単価等に変動がありますが、その利息が毎年度の維持管理費の財源となっておりますので、国債市場の状況に関わらず、安全な運用に心掛け、守っていきたいと考えております。

また、今年度も予算執行に当たっては事務の合理化・効率化を図り、経費節減に努めてまいります。その事務の合理化・効率化の一つとして、この4月から事務局の体制において係制を担当制に改め、担当者が担当事務を責任を持って行う体制に改めました。そして、業務課を管理課に改め、工事及び事業調整の責任者として業務担当課長を置きました。

今日、再生可能エネルギーが注目されており、海津市内でもメガソーラー発電所が計画されておりますが、当土地改良区も役員会、総代会でご理解とご承認をいただき、土地改良管理センター及び馬目揚水機場に発電出力47kwの太陽光発電設備を来月中旬までの工期で設置し、売電で得た収入は電気料金に充当していくこととしております。土地改良区にお越しの際は土地改良管理センターに設置したモニターで発電の状況を見ていただければと思っております。

最後になりましたが、組合員の皆様方の益々のご健勝とご活躍をご祈念申し上げるとともに、土地改良区の管理、運営に今後も格別のお力添えを賜りますことをお願い申し上げご挨拶とさせていただきます。

## 第20回通常総代会の報告について

平成25年3月1日開催の通常総代会で、次の各議案が審議可決されました。

- 第1号議案 定款変更の議決について
- 第2号議案 平成24年度一般会計収支補正予算専決処分の承認について
- 第3号議案 平成24年度職員退職手当積立金会計収支補正予算専決処分の承認について
- 第4号議案 平成24年度基本財産積立金会計収支補正予算専決処分の承認について
- 第5号議案 平成24年度一般会計収支補正予算の議決について
- 第6号議案 平成24年度一般会計収支補正予算繰越明許費の議決について
- 第7号議案 平成24年度職員退職手当積立金会計収支補正予算の議決について
- 第8号議案 平成24年度基本財産積立金会計収支補正予算の議決について
- 第9号議案 平成24年度農地転用決済金積立金会計収支補正予算の議決について
- 第10号議案 平成25年度一般会計収支予算の議決について
- 第11号議案 平成25年度職員退職手当積立金会計収支予算の議決について
- 第12号議案 平成25年度基本財産積立金会計収支予算の議決について
- 第13号議案 平成25年度農地転用決済金積立金会計収支予算の議決について
- 第14号議案 平成25年度太陽光発電会計(新規)収支予算の議決について
- 第15号議案 平成25年度賦課金の賦課徴収方法とその時期の議決について
- 第16号議案 平成25年度農地転用決済金の議決について
- 第17号議案 平成25年度一時借入金の最高限度額及びその方法の議決について
- 第18号議案 平成25年度金銭預入先金融機関の議決について
- 第19号議案 賦課金の不能欠損処理の議決について

## 平成25年度当初予算について

総額 3,722,874千円

イ. 一般会計 289,500千円

単位:千円

収 入	支 出
款 予 算 額	款 予 算 額
組 合 費 99,535	事 務 費 73,373
使 用 料 1,805	選 挙 費 1,001
補 助 金 55,457	維 持 管 理 費 166,764
交 付 金 32,697	事 業 費 6
寄 付 金 264	償 還 金 及 び 利 子 3,996
借 入 金 1	負 担 金 6,826
受 託 金 8,788	過 年 度 支 出 1
雑 収 入 333	諸 費 413
財 産 収 入 2	用 地 補 償 費 500
繰 入 金 90,617	退 職 手 当 積 立 金 繰 出 金 3,000
繰 越 金 1	繰 出 金 31,866
	予 備 費 1,754
計 289,500	計 289,500

※ 収入支出差引残金なし

## 平成25年度賦課金及び決済金について

ロ. 特別会計 3,433,374千円

単位:千円

別 会 計	予 算 額
職員退職手当積立金会計	61,800
基本財産積立金会計	3,352,625
農地転用決済金積立金会計	17,139
太陽光発電会計	1,810

平成25年度賦課金及び決済賦課金は、第20回通常総代会で下記の通り決定しました。

① 賦 課 金

(1,000㎡当たり)

賦課基準	賦課地積の基準日	平成25年4月1日
経常賦課金	田(1) 3,500円 畑(1) 1,050円 畑(2) 350円	大樽川堤以北の地域 田(2) 1,160円 畑(3) 350円
	納期限 前期分 平成25年6月28日 後期分 平成25年11月29日	
特別賦課金	(日本政策金融公庫資金償還金) H3・H4 施行年度の県営ほ場整備事業高須三期地区	2,933円～3,195円
	納期限 全期分 平成26年1月31日	(裏面に続く)



	(暗渠排水事業地元負担金)	20～22 年度施行区域	海津 3 期地区	1,000～3,450 円
		22～23 年度施行区域	海津 4 期地区	400～1,000 円
納期限		全期分	平成 26 年 3 月 7 日	

- ② 農地転用決済金 (1,000㎡当たり)
- 田(1) 191,000 円 田(2) 63,600 円 畑(1) 57,300 円 畑(2) 19,100 円 畑(3) 19,100 円

#### ◆賦課金について

- 水利用の有無に関わらず高須輪中土地改良区区域内の農地に賦課金がかかります。
- 農地を異動した場合旧組合員に未納金がある場合は、新組合員に未納金の納入義務(土地改良法第 42 条)が生じますので、納め忘れないようにご注意ください。
- 賦課基準は毎年 4 月 1 日現在の土地を対象に賦課されますので、異動、農地転用がありましたら速やかに届出をして下さい。賦課に疑問がありましたら、いつでも土地原簿の閲覧が出来ますのでご来所下さい。

#### ◆組合員の資格取得・喪失の届け出について

- 下記の場合は、土地改良法第 43 条により変更通知をしていただくことになっております。当土地改良区の総務課に所定の用紙がありますので手続きをして下さい。
- 組合員が死亡した場合
  - 組合員が農地の喪失又は取得した場合(農地の異動、売却、譲与等)
  - 農業者年金の受給による経営移譲の場合

#### ◆農地に異動があったときは、当土地改良区に必ずお届け下さい

農業委員会に届出(所有権、耕作権の設定)済、或いは登記の完了により土地改良区の台帳も自然に加除されるとお考えの方も多いようですが、土地改良区の台帳は組合員からの異動通知によって加除されることになっておりますので、他人に売却されても本人から通知がなければそのまま賦課されますので異動がありましたら必ずお届け下さい。

#### ◆農地転用、地区除外申請等に伴う決済賦課金について

- 決済賦課金は、今後の維持管理費について区域内農地が減少しても、用水路及び排水機等の維持管理費は減少しませんので、残存農地が負担過重とならないよう、農地転用される時その農地にかかる今後相当期間の維持管理費相当分を納めていただくものです。
- 農地を宅地、その他に転用される場合には、決済賦課金が賦課されます。
- 農地転用等により地区除外されるときは、農地転用等の通知を土地改良区に提出し意見書の交付を受けて下さい。尚、公共事業(道路、学校用地、公園、河川、水路等)用地として転用される農地についても決済金が賦課されますので、用地買収等の折には事業主体でこれを負担していただくか、決済金を含めて価格交渉をされるようお願いいたします。
- 農地転用決済金は、高須輪中土地改良区地区除外等処理規程による意見書等を交付するときに、その金額を徴収します。尚、県営土地改良事業施行地区で、事業完了後 8 年(工事完了の日の属する年度の翌年度から起算)を経過していない農地につきましては、決済金とは別に事業補助金返還金が必要になります。これについても意見書の交付と同時に、概算金を徴収し返還金が確定次第清算いたします。
- 農家住宅、分家住宅及び農業用施設については減免措置がありますので農地転用の手続きをする場合は、事前に事務局にご相談して下さい。

※一定の条件を満たす農地転用決済金等については、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用となります。  
詳しくは、**税務署の資産課税(担当)部門にお尋ねください。**

## 賦課金に関するお知らせ

#### ●納付できる場所(口座振替契約のされていない方)

高須輪中土地改良区事務所 ・ 大垣共立銀行高須支店 ・ 西美濃農業協同組合高須支店  
尚、上記以外の金融機関でも納付できますが別途振込手数料がかかります。

#### ●預金口座振替の契約をされている方は、納期日に指定された金融機関の預金口座から振替されます。 (通知書に記載する預金口座振替の番号は、個人情報保護のため下 3 桁を \* \* \* で表示しております)

#### ●口座振替契約のできる取扱金融機関

大垣共立銀行 ・ 西美濃農業協同組合 ・ ぎふ農業協同組合 ・ 桑名信用金庫 ・ 大垣信用金庫 ・ 十六銀行 の本支店  
尚、上記の金融機関で賦課金の預金口座振替の申し込みをしていただきますと手数料はかかりません。

#### ●預金口座振替のお申込み

当土地改良区で用意しております「預貯金口座振替依頼書」「納付書送付依頼書」に必要事項を記入の上、預金通帳、印鑑(届出印)をご持参の上、各金融機関窓口へ提出して下さい。

※ 賦課金等についてのお問い合わせは直接当土地改良区総務課までお願いします。

## 定款・規約等の改正事項について

#### ◆定款の変更

太陽光発電事業及び農業水利施設保全合理化事業の施行及び施設の維持管理を第 4 条に追加

## 平成 23 年度決算について

(平成 24 年 9 月 5 日第 20 回臨時総代会で承認)

イ 一般会計		単位:円	
収	入	支	出
款	決算額	款	決算額
組合費	98,764,750	事務費	64,726,572
使用料	1,947,205	選挙費	0
補助金	67,399,140	維持管理費	181,854,245
交付金	48,358,500	事業費	23,068,600
寄付金	319,350	償還金及び利子	1,264,925
借入金	4,572,000	負担金	6,385,724
受託金	8,836,168	過年度支出	0
雑収入	619,823	諸費	619,500
財産収入	0	用地補償費	497,495
繰入金	75,322,788	退職給与積立金繰出金	0
繰越金	1,176,149	繰出金	26,975,000
		予備費	0
計	307,315,873	計	305,392,061

※収入支出差引残金 1,923,812 円は、次年度へ繰越

#### ロ 特別会計

◎職員退職金給与金積立金会計			単位:円
収入総額	支出総額	差引残金	
71,746,251	0	71,746,251	
※収入支出差引残金 71,746,251 円は次年度へ繰越			
◎基本財産積立金会計			単位:円
収入総額	支出総額	差引残金	
3,355,388,675	70,300,000	3,285,088,675	
※収入支出差引残金 3,285,088,675 円は次年度へ繰越			
◎農地転用決済金積立金会計			単位:円
収入総額	支出総額	差引残金	
25,893,477	5,022,788	20,870,689	
※収入支出差引残金 20,870,689 円は次年度へ繰越			

## 平成 25 年度用水計画について

1. 運転日及び運転時間			※灌漑用水時期の運転休止日を 21 年度より変更しております。
	用水時期	運転時間	運 転 日
事前通水	3 月 27 日～3 月 31 日	午前 8 時 30 分～午後 5 時	苗場、代掻き用水は、毎日運転します。灌漑用水は、火曜日・土曜日の週 2 日間を休止日としその他の日は運転します。なお、雨天の場合は降雨量、大雨予報等で判断し運転を中止又は一時中止する場合があります。また、機械操作の都合上、30 分程度の時間のずれが生じる場合がありますのでご理解下さるようお願いいたします。 7 月 20 日～8 月 20 日の午後 5 時以降は畑作のみの利用にしますので、水田のバブルを閉めるよう皆様のご協力をお願いします。
苗場用水	4 月 1 日～4 月 9 日	午前 8 時～午後 5 時	
代掻き用水	4 月 10 日～4 月 14 日	午前 7 時～午後 7 時	
	4 月 15 日～5 月 31 日	午前 6 時～午後 7 時	
灌漑用水	6 月 1 日～7 月 20 日	午前 8 時～午後 6 時	※記載の 5 機場が対象となります。
	7 月 21 日～8 月 31 日	午前 8 時～午後 7 時	
	9 月 1 日～9 月 30 日	午前 8 時～午後 6 時	
	10 月 1 日～10 月 10 日	午前 8 時～午後 6 時	

※勝賀・野寺・須脇・蛇池・松山中島加圧揚水機場は 4 月 10 日～10 月 10 日の運転となります。

※7 月 22 日～8 月 6 日、8 月 20 日～9 月 12 日の期間は、昨年度より実施したブロックローテーションによる運転休止日を設けておりますので休止日が違いますのでご注意ください。

#### 2. 故障・修理等の連絡先

運転日は、日、祝祭日(土曜日は除く)でも管理センターに職員がおりますのでご連絡下さるようお願いいたします。

土地改良区電話 TEL 0584-53-0003(代)  
土地改良区携帯電話 山内 TEL 090-7042-1591  
柳瀬 TEL 090-2342-4765

## ホームページ開設の案内

水土里ネット高須輪中では、平成 20 年 10 月にホームページを開設しました。トピックスを始とし、用水計画、土地改良区の申請手続き関係様式など最新データをご覧いただきたいと思ひます。

[http://www6.ocn.ne.jp/~takasu\\_t/](http://www6.ocn.ne.jp/~takasu_t/)

